

買受適格証明願（農地法第5条(転用目的)によるもの）にかかる必要書類

※証明書類は、申請前3カ月以内の原本とする。

①一般（共通）必要書類

書類の内容	書類の種類	備考	確認
1 申請に関する書面	買受適格証明願（様式第3-1号） ※2部提出	記載例を基に作成（記載漏れがないように）	
2 転用申請地の状況等に関する書面	1 土地の登記記載事項証明書（全部事項証明書に限る） ※インターネット上の「登記情報提供サービス」の画面印刷したものは、不可	申請日から3ヶ月以内の発行のもの	
3 申請者の行為能力等に関する書面	1 法人の登記事項証明書	法人申請の場合	
	2 法人の定款又は寄付行為の写し	法人申請の場合	
	3 事業運営に必要となる免許等	東京電力株式会社等の10電力会社については、電気事業の免許を受けていることを証する文書の添付を不要とする	
4 転用申請地の位置と農地区分の判断に関する書面	1 位置図	最寄りの駅、役場、インターチェンジその他の公共施設からの位置がわかるもので縮尺を明記（縮尺1/25,000程度）	
	2 公図の写し	①縮尺500分の1程度で <u>周囲土地の地番・面積・地目・土地所有者・申請地については耕作者名を記載</u> ②事業区域が分かるよう <u>色枠で表示</u>	
	3 周辺農地付近状況図	申請地を中心にして周囲の土地利用がわかる図面で縮尺を明記（縮尺1/2000程度）（住宅地図写し可）	
5 事業計画に関する書面	1 事業計画書 ※別紙様式（全ての案件について添付）	事業が必要になった理由を詳細に記入 ア：計画施設の内容（事業を行う理由・計画内容の詳細など） イ：候補地の検討（別紙記載例を参照） 候補地位置図添付 ウ：地目別面積 エ：申請に係る農地と一体として利用する農地以外の土地の権利の取得見込み オ：用水・排水・調整池計画 カ：防災計画（工事中・施工後） キ：周辺農地の営農条件への被害防除対策（農業用排水施設、日照、通風への影響、土砂流出防止等） ク：隣接農地所有者・耕作者への説明状況等 ケ：一時転用期間の説明…必要最小限度の期間であることの説明 コ：その他（離農措置等）事業が必要になった理由を詳細に記入 ※ 該当がない項目も消さずに、該当なしと記載すること	
	2 土地利用計画図（配置図）	縮尺300分の1から600分の1で、土地利用計画を詳細に記入し位置・隣接境界・施設間の距離・道路（種別・幅員等）を明記	
	3 建物等施設の平面図	縮尺200分の1から300分の1	
	4 取排水計画図	給水施設を明示（給水官、井戸等） 排水施設の構造、放流先を明示 〔注〕「2土地利用計画図（配置図）」内に記載しても良い	

6 資金計画に関する書面	1 資金計画書	買受適格証明願（様式第 3-1 号）の「5」へ記載	
	2 資力を証する書面（全ての案件について添付すること。ただし、②については、通帳等の表紙及び記帳のある最終ページの写しに申請者本人の原本証明を付したものであること。また、融資（見込み）証明書については、次の全ての要件を満たしているものであること。①融資を行う機関からの証明であること。②融資を受ける者及び融資額が明記されていること。）	①預貯金残高証明書 ②預貯金口座の通帳の写し（許可を申請する者のものに限る。） ③融資（見込み）証明書 ④補助金の内示通知書 等 <原本証明の例> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> この預貯金口座の通帳の写しは原本と相違ないことを証明する。 令和〇年〇月〇日 ●● ●● 印 </div>	
	3 見積書	事業に係る費用（建築費、造成費等算出基礎を明示したもの）	
7 農業上の土地利用調整に関する書面	1 土地改良区の意見書（様式 1-5 号）	申請地が土地改良区の区域内にある場合 ただし、意見を求めた日から 30 日を経過してもその意見が得られなかった場合には、その事由を記載した書面	
	2 水利権者等の同意書	取水・排水について水路管理者等の同意を必要とする場合は、水利権者、漁業権者の同意書を添付	
8 その他	1 公有財産管理者の同意	道路・水路の占有使用許可等	
	2 他法令許認可申請書の写し又は他法令の申請状況を説明した書面	他法令の許認可等が必要な場合に添付 <u>・埋蔵文化財の包蔵地内、外確認書類（必須）</u> （市郷土資料館にて取得） ・開発行為等事前協議申請書の写し（受付印のあるもの）	
	3 住民票	申請者が市外在住の場合	
	4 委任状（代理申請の場合）	委任状には、連絡先、土地の表示、転用の目的、を記載し、委任者の記名押印又は自署すること	
	5 連たん図	住宅が 6 戸以上 70m 未満の間隔で連たんしている図面（住宅以外の建築物を經由建築物にすることができる、戸数には含めない）	
	6 その他	審査のために上記以外の書類が必要となる場合もあります	

※必要書類一覧は転用の用途別（目的別）もあります。（次ページ参照）

買受適格証明願（農地法第5条(転用目的)によるもの）にかかる必要書類（転用用途別）

②転用用途別必要書類（転用の用途により必要書類が変わりますので、下記の表を参照してください）

転用の用途	書類の種類	備 考	確認
1 建売分譲住宅	1 事業経歴書	事業経歴を明記し、転用許可済地がある場合はその履行状況も明記	
	2 宅地建物取引業免許証の写し		
2 農家住宅、農業用施設	1 農業を営む者の証明	(様式第1-16号)	
	2 都市計画法施行規則第60条証明書	市街化調整区域内での申請の場合	
3 資材置場・ 駐車場	1 既存施設利用状況の説明書（土地利用状況図）	既存施設の写真を必ず添付し、所在・面積・利用方法を具体的に記載	
	2 位置関係図	申請地、事業所、既存施設を記載	
	3 事業経歴書	事業経歴を明記	
	4 事業実績書	資材置場の場合	
	5 数量（品目、台数）算定根拠説明書	算定根拠を具体的に記載	
	6 過去の許可済地の概要説明書	過去に許可済地がある場合	
4 貸資材置場	1 資材置場の添付書類の他申請者と貸付先の関係がわかる書類	5条申請に係るものは原則許可しないが、例外的に許可できるものに該当する場合は、貸付先の事業者について、上記3資材置場の添付書類に加えて、申請者と貸付先の関係が明確にわかる書類を添付	
5 貸駐車場	1 駐車場の添付書類の他需要説明書	周辺住民・企業からの要望がある場合には、要望書をもって説明書とするが、不特定多数の者を対象とする場合には、事業者側からの需要見込みを説明した書面等を添付	
6 駐車スペースを伴う事業	1 台数算定根拠説明書	店舗・事務所等に併設して、20台分以上の駐車場を設ける場合に添付	
7 産業廃棄物処理施設	1 産業廃棄物処理施設設置等事前協議終了通知書の写し	既存施設の写真を必ず添付し、所在・面積・利用方法を具体的に記載	
	2 搬入経路図		
	3 平面図		
	4 縦横断図	最終処分場の場合	
	5 事業経歴書	事業経歴を明記し転用許可済地がある場合は、その履行状況も明記	
	6 過去の許可済地の概要説明書	過去に許可済地がある場合	
8 再生可能エネルギー発電設備	1 経済産業省の再生可能エネルギー発電設備の認定書	再生可能エネルギーの固定価格買取制度で売電する場合	
	2 電気会社からの接続検討状況が分かる書類（接続検討の回答書等）	接続検討回答書または 電力受給契約申込書の写し（受付印のあるもの）	